

内閣総理大臣 殿  
 文部大臣 殿  
 総理府総務長官 殿  
 沖縄・北方対策庁長官 殿

日本学術会議会長 越智勇一

沖縄統治関係重要資料の保存・利用等について（要望）

標記のことについて、本会議第6.1回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

戦後27年にわたる異民族による沖縄統治は来る5月14日をもって終了するが、この間の重要な統治関係諸資料は、沖縄の本土復帰に伴い急速に散逸、煙滅のおそれがある。

今にしてこれら資料の保存につとめなかつたならば、悔を後世に残すことになろう。

これらの資料は学術研究の上にもきわめて重要な意義を有するものであり、その完全な保存や利用について相当巨額の経費を必要とするものであろう。昭和47年度予算にこれらの資料収集について、琉球大学に対し、予算が計上されたことは、その一助であると考える。政府は、今後広く本件に関する予算的配慮をするなど、万全の措置をとられるよう要望する。

なお、これら諸資料の収集・整理・保存・利用に関して将来沖縄統治関係資料センターのごときものを設置されることが望ましいが、その場合には、本会議の意見を徵せられたい。

ここに統治関係資料とは次に示すものである。

- (1) アメリカ軍政府・民政府の布告、布令、指令、裁判例など、琉球政府の立法、通達、行政資料、裁判例など、統治関係往復文書その他の統治関係の重要な諸報告および諸統計などの資料。
- (2) その他統治の過程において、沖縄住民と各統治機関との間で生じた諸事件・諸問題にかかる資料。

（別添資料）

要望項目の説明

- (1) 沖縄県における、科学・技術研究振興のための将来計画を検討すること。

説明：自然科学、人文・社会科学の分野において、沖縄でなくては、できない研究がきわめて多いが、沖縄県における、科学・技術研究の振興は単に沖縄県の立場からのみ考えられるべきでなく全日本の課題として、わが国全体の科学・技術研究の一環の中でとらえられなければならない。

このような観点から本土、沖縄県科学者は一体となって、可及的すみやかに沖縄県における科学・技術研究振興の将来計画の方向を打ち出すことは、焦眉の急務である。

- (2) 沖縄県在住科学者を一日も早く、日本学術会議会員の選挙有権者として認定すること。

説明：沖縄県の復帰に伴い、沖縄県在住の科学者が、本土と同等の資格になるべきことは当然であり、そのためにも、一日も早く、日本学術会議有権者として認定され、それぞれの資格を得て日本学術会議各種委員会の委員となり、国際学会にも出席できるよう措置しなければな

らない。政府はそのため、早急に沖縄在住科学者を日本学術会議会員選挙の有権者に認定するための予算措置を講ぜられたい。

(3) 沖縄県との学術交流を促進すること。

説明：上記諸目的と関連して、沖縄県在住科学者が日本学術会議各種委員会へ参加し、また本土科学者が頻繁に沖縄県における日本学術会議関係諸会合に出席して、沖縄県との学術交流の促進に寄与しうるよう、これらの旅費についても特別の予算措置を講ぜられたい。

9-4

総学庶第903号 昭和47年7月5日

文部大臣 高見三郎 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和48年度科学研究振興に必要な予算について（申入れ）

標記のことについて、本会議第407回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省所管の科学研究振興費、特にそのうちの科学研究費補助金のわが国の基礎科学の振興に果たす特色ある役割とそれがわが国の科学研究の調和ある発展に対してもつ重要な意義にかんがみ、その大幅な増額については科学者がひとしく要望しているところである。

また、本会議はすでに政府に対し「科学研究計画第1次5か年計画」（昭和40年）、「科学研究基金（仮称）の設置について」（昭和42年）、および「科学研究5か年計画について」（昭和46年）の勧告を行なった。

そのなかで、科学研究基金（仮称）を設けるなど、科学研究振興のために国家経費を画期的に増額すると同時に、その体系を整備し、運用を改善すべきことを提唱した。その基本構想はいまだ実現しておらず、将来、科学研究費補助金のあり方と関連して、さらに検討を加える必要がある。

以上の経緯をふまえ、本会議は毎年、科学研究費補助金について、この総額を大幅に増額し、細目区分ごとの割当金額を適正ならしめるよう文部大臣あて申し入れてきたところである。しかし、その増額の程度はなお十分でなく、昭和47年度においては予算総額100億円に対して、申請金額は507億円にも達している。

したがって、昭和48年度においては、少なくとも申請金額の半ば程度を満たすことを目途として、総額ならびに区分を下表のとおりとすることを適当と認め、その実現を強く要望するとともに、これを科学研究の調和的発展のために有効適切に使用する方法についてもさらに配慮を加えられるよう希望する。